

加東市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和5年度定期監査（12月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和6年1月25日

加東市監査委員 壺井弘次

加東市監査委員 田中正紀

加東市監査委員 神田耕司

令和5年度定期監査（12月期）結果及び意見

総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年12月25日において、令和5年度12月期（令和5年4月1日から令和5年11月30日まで）における、東条学園小中学校の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の6点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 施設使用許可及び使用料徴収事務は、適切に行われているかどうか。
- (5) 教材費等の徴収事務は、適正に行われているかどうか。
- (6) 備品管理は、適正に行われているかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和5年度12月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【東条学園小中学校（教育総務課）】

1 監査の結果

東条学園小中学校は加東市最初の小中一貫教育校（義務教育学校）として令和3年度に開校した。「自ら学び ころ豊かに たくましく生き抜く学園生の育成」を学校教育目標に掲げ、9年間を見通した「つなぐ・つながる」カリキュラムを実施している。

職員数は、前期課程・後期課程合わせて、教諭（校長、教頭及び再任用を含む）33名、臨時講師及び任期付講師11名、事務職員2名、会計年度任用職員16名の計62名である。

令和5年4月1日時点における児童生徒数は以下のとおりである。

（単位：人）

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	合計
通常学級	62	68	61	46	63	53	52	54	67	526
特別支援学級	2	2	0	4	7	0	2	1	2	20
合計	64	70	61	50	70	53	54	55	69	546

校長及び教頭から、本校の特色や行事について紹介があった。

小中一貫教育における課題について確認したところ、これまで小学校・中学校の別々の教育課程であったことによる、教職員の考え方の違いが挙げられた。小中一貫校となってからは、前期課程・後期課程間のコミュニケーションの強化（コミュニケーションツールの活用等）や異学年への授業補助の実施等を行っている。

第2音楽室及び第1理科室の備品の一部を抽出し、現物と備品台帳の突合を行った。一部で備品シールが貼られていないものや、備品台帳とは配置場所が異なるものなどが見られた。

学校施設（小体育館・大体育館）の使用一覧表及び申請書を確認した。加東市学校施設使用条例に基づき適切に処理されている。

学校徴収金に係る現金出納簿、領収書及び預金通帳の一部を確認したところ、適正に処理されていた。

2 意見

本校は小学校2校・中学校1校の備品が集まっており、備品台帳上、購入価格等が不明となっているものが一部見られた。既存の備品について、取得内容ごとに分けて管理することが望ましい。また、一時的でも移動させると所在が分からなくなりやすいので、今後購入するものは備品シールの徹底及び複数同時購入したものには枝番も付し、既存の備品についても購入価格が高額なものを中心に整理し、管理状況を把握しやすい仕組みをつくっていただきたい。

学校徴収金のうち、教職員による立替払いについて、一部当該行為から支払までの日が約1か月程度空いているものがあったので、期限を設けるなど速やかに処理する仕組みが必要である。

本校は加東市最初の小中一貫教育校であり、今後社地域・滝野地域の小中一貫校のモデルとなることを意識し、事務のルールづくりをお願いしたい。